

議案第84号

福岡市グリーンアジア国際戦略総合特区の推進に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、租税特別措置法の一部改正に鑑み、福岡市総合特区の推進を図るため、指定法人に対する市税の特例措置の適用期間を延長する等の必要があるによる。

福岡市グリーンアジア国際戦略総合特区の推進に関する条例の一部を改正する条例

福岡市グリーンアジア国際戦略総合特区の推進に関する条例（平成24年福岡市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を削る。

第4条第2項中「及び指定特定事業法人」を削り、同条第6項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第5条第1項及び附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。